令和８年度
西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）における補助作業に従事する会計年度任用職員
募集要項

令和８年 10 月

西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）

西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）では、繁忙時期における事務の効率化を目的とした事務補助が必要であるため、会計年度任用職員(いわゆるアルバイト)を募集します。

応募される方は、この募集要項をご確認いただいたうえで、必要書類を西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）までご提出ください。

１　業務内容

・事務資料等の点検・整理・編綴
・事務資料等の複写・配布作業
・郵便物の集配作業
・その他、上記以外の簡易な事務作業

２　応募資格

次の（１）から（２）のすべてに該当する方

（１）採用日において過去２か月以内に本市会計年度任用職員として従事していない方

（２）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方

【地方公務員法第 16 条（抜粋)】

（欠格条項）

第 16 条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

※日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

３　任用期間及び任用予定者数

令和８年12月１日（火曜日）～令和９年１月31日（日曜日）　１名

４　勤務条件等

（１）週の勤務時間

週30時間以内（週５日勤務以内）

（２）日の勤務時間

９時30分～16時15分又は10時～16時45分(休憩時間12時15分～13時)

（３）主な勤務場所

西淀川区役所　窓口サービス課（保険年金）

（４）賃金

日額8,398円（別途通勤手当支給有り）

※ 上記報酬は今後の給与改定等により変更されることがあります。

（５）服務

採用された方の身分は短期間の地方公務員となるため、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、次の場合は懲戒処分の対象となります。

・地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合

・職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

５　申込方法

（１）提出書類

（ア）　大阪市西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）における補助作業に従事する会計年度任用職員　採用申込書　　１通

（イ）　申し立て書(所定様式)　　１通

（ウ）　「試験結果通知」送付用の定形封筒（長形３号）　１通

※送付を希望する宛先を記載の上、110円切手を貼付してください。（切手が貼付されていない場合は発送しません。）

（２）受付期間

① 持参する場合

令和８年11月10日（火曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の開庁時間内に受付します。

② 送付する場合

令和８年11月10日（火曜日）まで（当日の開庁時間内に必着）

（３）提出先及び採用申込書等配布場所

〒555－8501　大阪市西淀川区御幣島１丁目２番10号

大阪市西淀川区役所　窓口サービス課（保険年金）【１階　12番窓口】

※ 提出書類等に不備がある場合は返送することがありますが、これにより生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

※ 郵送の場合は封筒に「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きしてください。

※ 送付物の未到達事故等の責任は負いかねます。簡易書留等の送達記録が残る方法で送付してください。

※ 必要書類は、上記の提出先及び採用申込書等配布場所まで受け取りに来ていただくか、西

淀川区役所ホームページからダウンロードしてください。

※ 提出された書類は返却いたしません。

※ 受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、「個人情報の保護に関する法律」及び「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。

6　選考方法

口述（面接）試験

7　選考日時及び場所

（1）日時

令和８年 11 月 12 日（木曜日）午前 11 時集合

（2）集合場所

大阪市西淀川区役所　４階　401 会議室前

※ 応募状況により、集合時間の変更を連絡する場合があります。

※ 集合時刻より 15 分以上遅刻した場合、受験をお断りします。ただし、交通機関の遅延等、受験者の責めに帰することができない場合は除きます。

8　受験案内

受験案内は送付しませんので、所定の選考日時、選考会場に直接お越しください。

9　結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

１０　合格から採用まで

・選考試験の成績が一定基準に達している者のうち、成績順で最上位の者を合格とします。

・選考試験の得点が一定以上の基準に達している者を「西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）会計年度任用職員（いわゆるアルバイト）登録者名簿」に登録し、成績上位者から任用の連絡を行います。

・合格後、あるいは名簿に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合は、合格・登録を取り消すことがあります。

１１　問合せ先

大阪市西淀川区役所窓口サービス課(保険年金)

西淀川区役所１階 12 番窓口

電話　(06)-6478-9946

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

２　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
・入れ墨の施術を受けないこと